平成２１年（フ）第１６０３４号
東京都練馬区小竹町１丁目53―５―208
債務者　須田　和一
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６０５１号
東京都中野区大和町２丁目12―12―103
債務者　小浦　義昭
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６０５２号
東京都中野区若宮３丁目７－４―102
債務者　村上　康夫
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６０９３号
千葉県長生郡白子町牛込650―１
債務者　北村喜美子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第４０号
鹿児島県肝属郡肝付町新富250番地３
破産者　益山　秀人
1　決定年月日　平成21年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第８１号
岐阜県中津川市駒場1549番地の42　グリーンハイツ257Ｃ－１、開始決定時の住所岐阜県中津川市福岡978番地62
破産者　岡本タツ子
1　決定年月日　平成21年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２０年（フ）第５８７７号
神奈川県横浜市港南区上永谷３丁目19―15、開始決定時の住所神奈川県横浜市港南区港南台８丁目14―20
破産者　清家　弘生
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第６５２３号
神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町３丁目35番地11　西東ビル５Ｆ
破産者　有限会社Ｇ．Ｐ．Ｓ．
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第８０４９号
東京都千代田区紀尾井町３番１号　紀尾井町パークサイド永谷504号
破産者　株式会社千代
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１２６１２号
神奈川県川崎市中原区今井南町540番地
破産者　株式会社藤生工務店
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２１４８９号
栃木県那須郡那須町大字高久甲5289番地３
破産者　有限会社夢見鳥
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２１４９０号
栃木県那須郡那須町大字高久甲5289―３
破産者　會澤　　明
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２２２６８号
東京都足立区竹の塚４丁目４番13号
破産者　東京ゴム製品工業株式会社
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３９号
東京都練馬区豊玉上２丁目27番16号
破産者　東京富士食品株式会社
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０５０号
東京都北区赤羽台３丁目14―21
破産者　浅沼　冨枝
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０９２号
神奈川県横浜市鶴見区栄町通２丁目13番地の２
破産者　有限会社鶴見製氷所
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６８４号
東京都中野区江古田３丁目５番５号
破産者　株式会社東光通信
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１３５号
神奈川県横浜市緑区寺山町342―19
破産者　富成　雄之
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４７２号
千葉県松戸市栄町西４丁目1222―10
破産者　矢澤　　勇
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３４３７号
東京都足立区東綾瀬３丁目７―19　ベル21―203、開始決定時の住所東京都足立区東綾瀬２丁目16―６―402
破産者　水野　　健
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部